



熊本県公報

第13047号
令和3年(2021年)
7月27日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部改正	(管理調達課) 1
○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部改正	(") 1
○生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部改正	(社会福祉課) 1
○熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱の廃止	(薬務衛生課) 2
○熊本県公衆浴場経営振興資金借入金利子補助金交付要項の廃止	(") 2
○ヨーネ病の発生	(畜産課) 3
○熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐる(小型魚)」及び「くろまぐる(大型魚)」の知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課) 3
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 3
○土地改良区の定款変更の認可	(") 3
○土地改良区の定款変更の認可	(") 3

告 示

熊本県告示第673号

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱(平成15年熊本県告示第386号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第5号中「印」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第674号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領(平成17年熊本県告示第1149号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成」を削り、「理事長名」を「理事長名」に改める。 印)を

別記第7号様式中「平成」及び「印」を削る。

別記第8号様式から別記第10号様式までの様式中「平成」を削る。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第675号

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和3年(2021年)7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項
生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項(平成21年熊本県告示第413号)
の一部を次のように改正する。

第26条中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

別記第1号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に、「連帯借受人氏名
印」を「連帯借受人氏名」に改める。

別記第2号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

別記第7号様式中「印」を削る。

別記第8号様式の記入方法以外の部分中「印」を削り、同様式記入方法(1)中「記入
し、借用書に使用した実印を押印してください。」を「記入してください。」に改める。

別記第9号様式中「印」を削る。

別記第13号様式中「印」を削る。

別記第14号様式中「印」を削る。

別記第15号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第16号様式中 「

フリガナ		印
氏名		

」を

「

フリガナ	
氏名	

」に改める。

別記第17号様式中「印」を削る。

別記第20号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第22号様式中「印」を削る。

別記第23号様式から別記第24号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第26号様式中「印」を削る。

別記第27号様式から別記第28号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第29号様式中「印」を削る。

別記第32号様式中「平成」を削る。

別記第33号様式中「印」を削る。

別記第36号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この要項は、告示の日から施行し、改正後の第26条の規定は、令和3年(2021年)4月1日以後の期間に対応する遅延利息について適用する。

(経過措置)

2 令和3年(2021年)3月31日以前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。

3 この要項の施行の際現に改正前の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により交付されている償還金督促状は、改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により交付された償還金督促状とみなす。

熊本県告示第676号

熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和3年(2021年)7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱を廃止する要綱
熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱(昭和48年熊本県告示第420号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第677号

熊本県公衆浴場経営振興資金借入金利子補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和3年(2021年)7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公衆浴場経営振興資金借入金利子補助金交付要綱を廃止する要綱
熊本県公衆浴場経営振興資金借入金利子補助金交付要綱(昭和57年熊本県告示第75

3号)は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第678号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

令和3年（2021年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病名	区分	発生日月日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨ－ネ病	患畜	令和3年（2021年） 7月13日	球磨郡錦 町	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第679号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和3管理年度（令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

令和3年（2021年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

くろまぐろに関する令和3管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	10.5トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 11.7トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	4.3トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 4.8トン

公 告

熊本県公告第524号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区理事長岩下友春から令和3年（2021年）4月16日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年（2021年）7月16日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第525号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区理事長佐藤安彦から令和3年（2021年）4月9日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年（2021年）7月19日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第526号

合志市に事務所を置く合志土地改良区理事長緒田義房から令和3年（2021年）4月13日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年（2021年）7月19日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫